

# 群馬県女性相談センターの移転・新築に 反対する会長声明

群馬県は、群馬県女性相談所（以下「女性相談所」という。）の相談部門である群馬県女性相談センター（以下「女性相談センター」という。）を女性相談所の近接地に移転・新築することを計画し（以下「本件事業計画」という）、女性相談所の相談部門をその保護部門と一元化するとしているが、本件事業計画には憂慮すべき点が多々あるため、以下のとおり声明を行う。

## 第1 声明の趣旨

- 1 群馬県は、本件事業計画を速やかに凍結すべきである。
- 2 群馬県は、群馬県民に対して本件事業計画の合理性を明らかにすべきであり、それがなされない場合は本件事業計画を抜本的に修正または撤回すべきである。

## 第2 声明の理由

- 1 女性相談センターを女性相談所と別個に配置した趣旨に反すること
  - (1) 配偶者からの暴力などの人権問題においては、加害者から被害女性を保護しその所在を秘匿して安全を確保しなければならない。他方で、被害女性のための相談を広く県民に周知して、その利用の促進をはかる必要がある。そこで、上記の秘匿及び周知双方の要請を満たすため、女性相談所の保護部門と相談部門を分離し、保護部門を擁する女性相談所について所在地を秘匿する一方、相談部門である女性相談センターは県民に広く周知することとした。このため、女性相談センターは、当初、財団法人群馬県女性会館に、その後、ぐんま男女共同参画センター（以下「参画センター」という）に設置されてきた。
  - (2) しかし、本件計画が実施されれば、移転後の女性相談センターの所在地を周知することにより、近接する女性相談所の所在地も周知することとなり、その秘匿が困難になる。このような結果は、被害女性、支援者らにとって不利益であることは明らかである。
  - (3) このように、本件計画は女性相談センターを女性相談所と別個に設けた趣旨を没却する措置であり、女性相談センター及び女性相談所の二元体制を堅持すべきである。

## 2 本件計画は女性に対する相談・支援を弱体化すること

- (1) 配偶者からの暴力などの被害女性は、加害者による暴行、脅迫等により心身に重大な被害を受け、再度の暴力、脅迫に脅かされている。このため、被害女性に対しては、単なる相談にとどまらず、地方裁判所による保護命令、心身に対する治療、住居の確保等を行うことにより、迅速に支援することが不可欠であるところ、現在、女性相談センターが設置されている参画センターは、市役所、裁判所、医療機関、住宅供給公社等、被害女性の支援に必要な機関から近く、被害女性を支援する上で利便性が高い。しかし、群馬県が計画している女性相談センターの移転先は、公共交通機関に乏しく被害女性が訪問することが困難であるうえ、上記各機関から遠い。
- (2) また、女性相談センターは、現在、同センターの相談者以外にも訪問者が存在する参画センター内に配置されているため、被害女性、支援者等にとって、同センターに相談したこと自体を加害者に知られにくい。しかも、被害女性は、参画センター内の講座、その他の開催事業への参加や男女共同参画社会づくりに取り組む団体・個人との連携の機会に恵まれ、被害女性自身のエンパワーメントにもつながる。しかし、本件計画に従い、女性相談センターを移転すれば、被害女性、支援者等はこのような利点を得られなくなる。
- (3) このように、本件計画は、被害女性を支援するうえでの利点を失わせ、被害女性に対する相談・支援を弱体化させるものである。

## 3 被害女性らの安全の観点から望ましくないこと

- (1) 現在、女性相談センターが設置されている参画センターには警備員が配置され、被害女性、支援者らの安全に対する配慮がなされている上、県警本部・県庁をはじめとする官公庁に近い場所に位置するため、加害者が侵入してトラブルを発生させる危険性は低い。さらに、加害者が被害女性との面会を求めて女性相談センターに来所したとしても、同センターは被害女性の保護施設ではない旨加害者に説明することによりトラブルを回避できる。しかし、本件計画に従い女性相談センターを移転し女性相談所と一元化すれば、上記のようなトラブルの回避は困難となり、被害女性及び支援者の安全が脅かされる。
- (2) よって、本件計画は、安全の観点から見て被害女性などの危険性が増大するものであり、望ましくない。

2011年（平成23年）10月24日  
群馬弁護士会 会長 小 淵 喜 代 治